許認可等の内容 学校法人等に対する援助				
根拠法令及び条項 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人の助成に関する条例第1条				引する条例第1条
担	当 課	学校教育課	処分権者	教育長
標準処	理期間	30 日	設 定 日	平成8年4月1日

- 1 申請者が私立学校法の規定による学校法人であること。
- 2 私立学校法第3条に規定する「学校法人」の事業を行うための運営費(人件費等)に係るものであること。
- 3 助成目的以外に使用しないと認められること。
- 4 当該年度の予算の範囲内であること。

教委2-2

許認可等の内容	指定した小学校又は中学校の変更		
根拠法令及び条項	鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第5条		
担 当 課	学校教育課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成6年10月1日

宋 杏 其 淮

就学すべき学校の指定は、特定の学校への集中を避けることなど義務教育の適正な実施のため、教育委員会が通学区域、学校規模など十分勘案して、あらかじめ設定し、その通学区域に従って行うもので、その変更は、特例として認められるものである。その要件は、規則第5条に規定しているが、このうち、同条第6項中「その他教育委員会が認めたとき」とは、下記状況に合致する場合となる。

- 1 児童生徒の心身の障害等のため指定した学校へ通学することが困難と認められる場合
- 2 保護者が他の学校の通学区域に店舗を経営しており、店舗を経営する校区の学校へ通学する方が児 童生徒の教育上適当であると認められる場合など家庭環境等により、主に就学すべき学校の指定変更 が必要であると認められる場合
- 3 学校における十分な指導にもかかわらず、いじめ等の理由により児童生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みをもっており、変更が必要と認められる場合
- 4 放課後帰宅し家族のいない児童のための児童クラブ等が指定された学校にない場合で、これらのある学校への変更を要する場合
- 5 放課後にやむをえず祖父母等に養育してもらう場合で、養育場所の校区と児童生徒の住所の校区が 異なる場合
- 6 学期・学年中の転居の場合
- 7 現に学区外就学許可を受けている兄弟姉妹がいる児童生徒を当該兄弟姉妹と同じ学校に通わせる場合
- 8 その他教育的配慮を要する場合

許認可等の内容(使	吏用の許可		
根拠法令及び条項 鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項			5条第2項
担 当 課 学	学校教育課	処分権者	教育長
標準処理期間 7	7 日	設 定 日	平成 24 年 2 月 20 日

審 杳 基 準

総合教育センターの使用の許可は、条例第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 2 施設、設備、器具、資料等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- 3 その他管理上支障があると認めるとき。

ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。

また、総合教育センターの設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であるときは、許可しない場合もある。

変更日 令和3年4月1日

教委2-4

許認可等の内容 使用料の減免			
根拠法令及び条項 鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第8条			8条
担 当 課	学校教育課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成 24 年 2 月 20 日

審査基準

使用料の減免は、条例第8条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査 し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。

- 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。
- 2 市内にある学校教育法による学校(高等学校及び大学を除く。)の学校教育活動の一環として、 幼児、児童又は生徒が使用するとき。
 - 3 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。

変更日 令和3年4月1日

許認可等の内容	既納付使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第9条		
担 当 課	学校教育課	処分権者	教育長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 24 年 2 月 20 日

審 査 基 準

既納使用料の返還は、条例第9条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。

1 使用者の責めに帰さない理由により使用を中止したとき。

ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより総合教育センター自体が使用できない場合や、災害や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。

- 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、次のとおりとする。
 - (1) 上記1の場合

全額

(2) 上記2の場合

ア 使用日の3日前まで 全額 イ 使用の開始前まで 半額

変更日 令和3年4月1日

教委2-6

許 認 可 等 の 内 容 印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の模写又は撮影及び営利を目的とした行為の許可			
根拠法令及び条項 鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号			
担 当 課	学校教育課	処 分 権 者 教育長	
標準処理期間	7日	設 定 日 平成24年2月20日	

審査基準

印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の複写又は撮影及び営利を目的とした行為の許可は、 次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。

- 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。
- 2 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為にあっては、総合教育センターで当該行為を行う必要があり、かつ、総合教育センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で、「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。資料の複写又は撮影にあっては、調査研究の用に供するものであり、かつ、著作権を侵害するおそれがないと認められること。

変更日 令和3年4月1日

許認可等の内容 使用の許可			
根拠法令及び条項	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管	理に関する条	例第3条第1項
担 当 課	学校教育課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

審査基準

会館の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力 団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体 的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研修会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活 動資金となる興行を行うとき等をいう。

4 その他管理上支障があると認めるとき。

ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。

つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を 生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は会館設置の目的に照らして不適当 な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。

変更日 平成24年4月1日

教委2-8

許認可等の内容	使用料の減免	
根拠法令及び条項	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管理に関する条例第6条	
担 当 課	学校教育課	処分権者 市 長
標準処理期間	7日	設 定 日 平成16年11月1日

審査基準

使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査 し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、会館の設置目的から判断して使用料を減 免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。

- 1 地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合
- 2 市内の各種機関・団体が公益のため使用する場合
- 3 その他市長が特に必要と認めた場合 なお、減免の程度は全免とする。

許認可等の内容 既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管理に関する条例第7条	
担 当 課	学校教育課	処分権者 市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日 平成16年11月1日

審査基準

既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。

- 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより会館自体に使用できない事態が 生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。
- 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。
- (1) 上記1の場合 全額
- (2) 上記2の場合 8割

教委2-10

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営	利を目的とし	た行為の許可
根拠法令及び条項	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	学校教育課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日

審査基準

印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。

- 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。
- 2 会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、会館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。